

## 地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

### 第一 地方税法施行令に関する事項

#### 一 道府県民税及び市町村民税

- 1 配偶者控除及び配偶者特別控除に係る改正に伴い、寡婦控除の適用対象等について、所要の措置を講ずること。（第七条の二、第七条の三、第七条の三の三、第七条の五、第七条の十三、第七条の十六、第四十六条の二、第四十六条の二の二、第四十六条の三、第四十七条の三、第四十八条の六、第四十八条の七関係）

- 2 県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、個人の道府県民税及び市町村民税について、以下の措置を講ずること。

- (一) 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有する納税義務者が前年以前三年内の各年の翌年の一月一日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合又は賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する納税義務者が前年以前三年内の各年の翌年の一月一日において指定都市の区域内に住所を有した場合における外国税額控除の控除余裕額の計算方法

を規定すること。（第七条の十九、第四十八条の九の二関係）

(二) 特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金について、市町村が払い込むべき額の算定に用いる按分率の特例を設けること。（第八条、改正令附則第二条関係）

3 個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書に添付すべき特定口座年間取引報告書等の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を国税庁長官が定める方法により出力した書面を加えること。

（附則第十八条の四関係）

## 二 その他

国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行うとともに、地方税法施行令総則に規定することとする。

(一) 臨検等及び鑑定に係る許可状の請求書について、書面で行うこととともに、その記載事項を定めること。（第六条の二十二の三、第六条の二十二の八関係）

(二) 間接地方税について、その細目を定めること。（第六条の二十二の四関係）

(三) 領置等をしたときに作成する目録について、その記載事項を定めること。（第六条の二十二の五

関係)

(四) 領置物件等について、還付ができない場合に公告を行う事項を定めること。(第六条の二十二の

七関係)

(五) 臨検等の夜間執行の制限を受けない地方税について、その細目を定めること。(第六条の二十二

の九関係)

(六) 質問等をしたときに作成する調書について、その記載事項を定めること。(第六条の二十二の十

関係)

## 第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の1及び2(一)の改正は平成三十一年一月一日から、第一の一の3の改正は平成三十二年

一月一日から、その他の改正は平成三十年四月一日から施行すること。